FP　2級　中小

F32

* 1 9 F 3 2 0 0 5 *

2024年度　１月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 中小事業主
資産相談業務

実 施 日◆2025年１月26日（日）

試験時間◆13：30～15：00（90分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時30分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
○３月７日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。
また、当会のホームページ(https://kentei.kinzai.or.jp/announce/)、またはスマートフォン向けページ(https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問１》～《問３》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（63歳）は、大学卒業後、父親が創業したＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に入社した。48歳のときに代表取締役社長に就任し、現在に至るまでその役職にある。近く65歳になることから、公的年金に関心を持つようになった。年金が受給できるようになっても高額の給与等を得ている場合、年金が支給停止になると聞いているが、自分の場合、本来ならどれくらいの年金額になるのか、また支給停止の基準なども知りたいと思っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

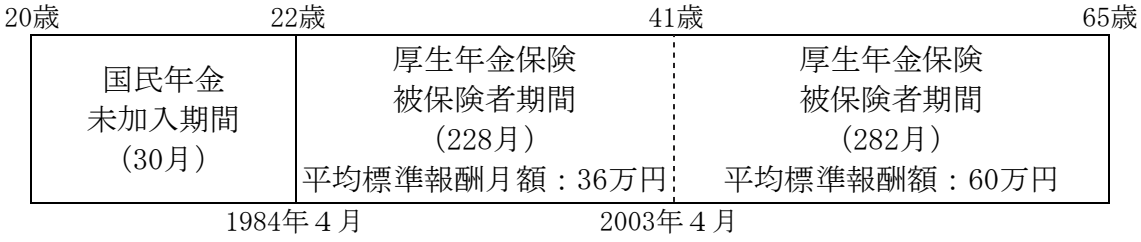
なお、Ａさんは、妻Ｂさん（60歳）と２人暮らしであり、子どもは結婚して別世帯となっている。

〈Ａさん夫妻に関する資料〉

(1) Ａさん

・1961年10月14日生まれ

・公的年金加入歴　：　下図のとおり（65歳までの見込みを含む）



(2) 妻Ｂさん

・1964年７月21日生まれ

・公的年金加入歴　：　20歳から大学を卒業するまで国民年金未加入（33月）、大学卒業後（1987年４月）から1992年９月まで厚生年金保険に加入（66月）。その後、2010年３月まで国民年金の第３号被保険者（210月）。2010年４月にＸ社の役員に就任し、現在に至るまで厚生年金保険に加入（177月）。厚生年金保険の被保険者期間は通算で243月となる。現在、Ｘ社から月額50万円の報酬を得ている（それ以外に収入はない）。

※妻Ｂさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんおよび妻Ｂさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 仮にＡさんが65歳に達した時点で勇退した場合、65歳時の老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Ａさんおよび妻Ｂさんは、公的年金の繰上げ受給をしないものとし、計算にあたっては、《設例》の〈Ａさん夫妻に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

１．老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（ ① ）円

２．老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（ ② ）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（ ③ ）円

(3) 基本年金額（上記「(1)＋(2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（ ④ ）円

〈資料〉

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$816,000円\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{□}{□}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{□}{□}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問２》　Ｍさんは、Ａさんに対して、65歳以降も働き続ける場合の年金額の調整（在職老齢年金）について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Ａさんが65歳以降も引き続き厚生年金保険の被保険者として働き続けると、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が（　①　）万円（2024年度の支給停止調整額）を超える場合、超えた額に応じて老齢厚生年金（報酬比例部分）が支給停止されます。

総報酬月額相当額とは、その月の標準報酬月額とその月以前１年間の標準賞与額の総額を12で除した額の合計額であり、基本月額とは、老齢厚生年金（報酬比例部分）の額を12で除した額です。

仮に、総報酬月額相当額が50万円、基本月額が12万円である場合、支給停止額は（　②　）万円となり、支給停止額を差し引いた額が支給されます。

なお、Ａさんが70歳になると、それまでと同様に働いていても厚生年金保険の被保険者資格を喪失します。在職老齢年金の仕組みによる年金額の調整は70歳以降（　③　）」

〈語句群〉

イ．６　　ロ．７　　ハ．7.5　　ニ．47　　ホ．48　　ヘ．50
ト．は行われません　　チ．も行われます

《問３》　Ｍさんは、Ａさんが65歳以降も働き続ける場合の社会保険の取扱いについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「65歳以降は、厚生年金保険の被保険者であっても国民年金の第２号被保険者ではなくなりますので、仮に、65歳以降の傷病により、障害等級１級または２級に該当する障害の状態になったとしても、障害基礎年金は支給されません」

②　「Ａさんが65歳になると、介護保険の第１号被保険者になるため、介護保険料の算出方法が変わりますが、介護保険料は従来どおり給与から天引きされます」

③　「Ａさんが75歳になると、健康保険の被保険者資格を喪失して後期高齢者医療制度の対象になり、仮に、その時点で妻Ｂさんがさんの健康保険の被扶養者であれば、妻Ｂさんも後期高齢者医療制度に加入することになります」

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問４》～《問６》）に答えなさい。

《設　例》

中小事業主のＡさん（45歳）は、将来に向けた資産形成のため、上場株式や投資信託への投資を検討しており、それらの購入にあたってはNISAを利用したいと考えている。

Ａさんは、上場株式については同業種のW社とＸ社に、投資信託については株式投資信託であるＹファンドとＺファンドに、それぞれ興味を持っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。W社およびX社に関する資料ならびにＹファンドおよびＺファンドの実績収益率・標準偏差は、以下のとおりである。

〈W社およびX社に関する資料〉

	W社	X社
総資産	125,100億円	55,800億円
純資産（自己資本）	53,100億円	33,600億円
当期純利益（年間）	7,200億円	2,100億円
配当金総額（年間）	1,400億円	900億円
発行済株式数	９億株	21億株
株価	3,700円	2,500円

〈ＹファンドおよびＺファンドの実績収益率・標準偏差〉

	Ｙファンド	Ｚファンド
実績収益率の平均値	12.25％	10.75％
実績収益率の標準偏差	16.20％	12.50％

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》　Ｍさんは、Ａさんに対して、《設例》の〈W社およびＸ社に関する資料〉に基づき、株式投資の投資指標について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、〈答〉は、表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「株式の代表的な投資指標として、PERとPBRがあります。W社株式のPERは（　①　）倍となり、PBRは（　②　）倍となります。一般に、いずれも倍率が高いほど株価が割高であるといえますが、相対的な指標ですので、同業他社の数値や業界平均値などと比較するとよいでしょう。

次に、企業の収益性や経営効率を測る代表的な投資指標として、ROEやROAがあります。W社のROEは（　③　）％となり、ROAは□□□％となります。

さらに、配当金額から企業を評価する代表的な投資指標として、配当性向があります。Ｘ社の配当性向は（　④　）％となります。一般に、配当性向の数値が高いほど株主への利益還元度合いが高いといえますが、例えば、成長性のある企業が利益を配当せずに再投資して事業拡大を図ることもありますので、必ずしも数値が高いほうが優れた企業というわけではありません」

《問５》　Ｍさんは、Ａさんに対して、2024年から始まったNISAについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「NISA口座には、生涯にわたる1,800万円の非課税保有限度額（総枠）が設定されており、そのうち、つみたて投資枠の限度額は600万円、成長投資枠の限度額は1,200万円とされています」

②　「仮に、ある年の非課税保有額が成長投資枠のW社株式900万円のみであるときに、そのNISA口座でＸ社株式を150万円分購入し、その翌年にW社株式を簿価残高で100万円分売却した場合、W社株式を売却した年に成長投資枠で新たに購入することができる金額の上限は150万円となります」

③　「NISA口座を他の金融機関に変更した場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有していた上場株式や投資信託は、変更後の金融機関のNISA口座に移管されます」

《問６》 Ｍさんは、Ａさんに対して、《設例》の〈ＹファンドおよびＺファンドの実績収益率・標準偏差〉に基づき、ＹファンドとＺファンドの運用パフォーマンス等について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

Ⅰ 「安全資産利子率を0.10％と仮定して、ＹファンドとＺファンドをシャープ・レシオで比較した場合、Ｙファンドのシャープ・レシオは（ ① ）、Ｚファンドのシャープ・レシオは□□□となり、（ ② ）のほうが効率よく運用されていたと評価することができます」

Ⅱ 「実績収益率の平均値を各ファンドの期待収益率と仮定して、ＹファンドとＺファンドをそれぞれ４：６の割合で購入した場合のポートフォリオの期待収益率を算出すると、（ ③ ）％になります」

〈語句群〉

イ．0.71　ロ．0.75　ハ．0.84　ニ．10.55　ホ．11.35　ヘ．11.65
ト．Ｙファンド　チ．Ｚファンド

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問７》～《問９》）に答えなさい。

《設　例》

サービス業を営むＸ株式会社（資本金1,000万円、１年決算法人、青色申告法人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人、租税特別措置法上の中小企業者等に該当し、適用除外事業者ではない。以下、「Ｘ社」という）の2025年３月期（2024年４月１日～2025年３月31日。以下、「当期」という）における法人税の確定申告に係る資料は、以下のとおりである。なお、Ｘ社は、自社にない新領域に挑戦するために、「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例」（オープンイノベーション促進税制）の適用を前提として、スタートアップ企業が持つ革新的な技術を活用することを検討している。

〈資料〉

(1) 交際費等に関する事項

当期における交際費等の金額は1,930万円で、全額を損金経理した。このうち、参加者１人当たり１万円以下の飲食費が30万円含まれており、その飲食費を除いた接待飲食費が1,700万円含まれている（いずれも得意先との会食によるもので、専ら社内の者同士で行うものは含まれておらず、所定の事項を記載した書類も保存されている）。その他のものは、すべて税法上の交際費等に該当する。

(2) 役員給与に関する事項

当期において、代表取締役社長であるＡさんから、時価2,000万円の土地を4,000万円で買い取り、時価との差額2,000万円を損金経理した。なお、Ｘ社は、所轄税務署長に対して、役員給与について事前確定届出給与に関する届出書を提出していない。

(3) 従業員の退職金制度に関する事項

当期において、従業員の退職金制度の一部として、中小企業退職金共済の掛金330万円を納付し、全額を損金経理した。

(4) 法人税の課税所得金額の計算に関する事項

当期利益の額	2,080万円
（申告調整額）	
益金算入額	180万円
益金不算入額	60万円
損金算入額	2,000万円
損金不算入額	4,600万円

※申告調整額は、上記(1)～(3)の事項に係る加算・減算を含めた数値である。

※中間申告および中間納税については、考慮しないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》　Ｘ社の当期の法人税における所得の金額の計算に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、法人税申告書別表四とは、当期利益の額を基として、加算・減算による申告調整を行うことによって所得の金額を計算する表（所得の金額の計算に関する明細書）である。また、所得の金額の計算上、選択すべき複数の方法がある場合は、所得の金額が最も低くなる方法を選択すること。

① 「Ｘ社が支出した交際費等の金額1,930万円のうち、損金算入限度額を超える部分の金額である1,100万円を、法人税申告書別表四で加算します」

② 「Ｘ社がＡさんから買い取った土地に関して、時価と実際に支払った対価との差額2,000万円が損金の額に算入されないため、法人税申告書別表四で2,000万円を加算します」

③ 「Ｘ社が支出した中小企業退職金共済の掛金330万円については、従業員が退職するまで損金の額に算入されないので、法人税申告書別表四で加算します」

《問８》　《設例》の〈資料〉に基づき、Ｘ社の当期の法人税額を求める下記の〈計算式〉の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

・課税所得金額

（　①　）万円

・法人税額

□□□万円×（　②　）％＋｛（　①　）万円－□□□万円｝×23.2％

＝（　③　）万円

《問９》「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例」（オープンイノベーション促進税制。以下、「本特例」という）に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「本特例は、青色申告法人で特定事業活動を行うものが、一定のスタートアップ企業（特別新事業開拓事業者）の株式（特定株式）を取得し、かつ、その取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額（一定の上限あり）の（　①　）％相当額以下の金額を特別勘定を設ける方法によって経理したときは、その金額を損金の額に算入することができる特例です。損金算入額は、事業年度の所得金額（一定の上限あり）が上限となります。

本特例の対象となる株式は、従来、新規発行株式（増資特定株式）のみでしたが、2023年度税制改正により、既存発行株式を購入した場合も、特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の（　②　）％超を有することとなるものであることを要件に適用対象とされています。

増資特定株式を取得した場合に本特例の適用を受けるためには、増資特定株式の取得価額が、外国法人の株式を除き、原則として１億円以上であることが要件となっていますが、中小企業者が行う出資の場合、（　③　）万円以上であれば要件を満たすことになっています。

なお、増資特定株式を取得した日から（　④　）年以内に譲渡した場合や当該株式に係る剰余金の配当を受けた場合などには、特別勘定の金額のうちその事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入しなければなりません」

〈数値群〉

イ．１　　ロ．２　　ハ．３　　ニ．10　　ホ．25　　ヘ．30　　ト．50
チ．75　　リ．100　　ヌ．500　　ル．1,000　　ヲ．2,000　　ワ．3,000
カ．5,000

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第４問】　次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

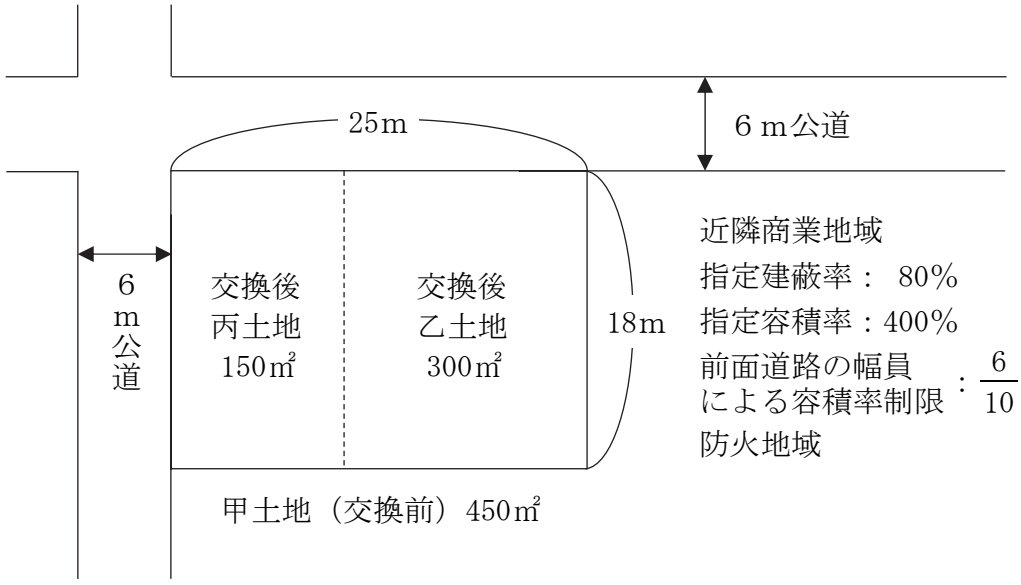
《設　例》

Ｘ株式会社の代表取締役Ａさんは、昨年、父親が死亡し、老朽化して空き家となっている共同住宅とその敷地（甲土地）の借地権を相続により取得した。Ａさんの父親が権利金を支払って甲土地を賃借したのは50年以上も前であり、これまで契約を更新してきたものである。

Ａさんは、甲土地について、完全な所有権の土地として有効活用するために、地主のＢさんに対し、老朽化した共同住宅を解体撤去することを前提に、借地権と所有権（底地）を交換することを提案したところ、Ｂさんから、甲土地を、それぞれ長方形の整形地である乙土地と丙土地に分割し、Ａさんが乙土地を取得し、Ｂさんが丙土地を取得する案を提示された。

甲土地および交換後の乙土地、丙土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地および分割地の概要〉



（注）

・甲土地は450㎡の長方形の土地であり、交換後の乙土地、丙土地はそれぞれ300㎡、150㎡の長方形の土地である。
・甲土地および交換後の丙土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Ａさんは、借地権と所有権（底地）を交換するにあたり、「固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例」（以下、「本特例」という）の適用を受けることを検討している。本特例の適用要件に関する次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「交換により譲渡する資産および取得する資産は、いずれも土地と土地、建物と建物のように互いに同じ種類の資産でなければなりません」

② 「交換により譲渡する資産は、交換した年の１月１日現在の所有期間が５年を超えていなければなりません」

③ 「交換により譲渡する資産の時価と取得する資産の時価との差額が、これらの資産の時価のうちいずれか高いほうの時価の10％以内でなければなりません」

④ 「交換により取得する資産は、譲渡する資産の交換直前の用途と同じ用途に使用しなければなりません。例えば、住宅の敷地を譲渡し、取得した土地を店舗の敷地とする場合、本特例の対象となります」

《問11》 Ａさんが、下記の〈条件〉で借地権と所有権（底地）を交換し、「固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例」の適用を受けた場合の課税長期譲渡所得金額を求めなさい（計算過程の記載は不要）。

〈条件〉

〈交換譲渡資産〉
- 交換譲渡資産　　：借地権
- 交換譲渡資産の取得費：不明
- 交換譲渡資産の時価　：4,000万円（交換時）
- 譲渡費用　　：100万円

〈交換取得資産〉
- 交換取得資産　　：所有権（底地）
- 交換取得資産の時価　：3,600万円（交換時）

〈交換差金〉
- ＡさんがＢさんから受領した交換差金：400万円

《問12》 交換後の乙土地（300㎡）の上に、耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。

① 建蔽率の上限となる建築面積

② 容積率の上限となる延べ面積

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場会社のＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（83歳）の推定相続人は、妻Ｂさん（79歳）、長男Ｃさん（55歳）、長女Ｄさん（51歳）の３人である。

Ａさんは、Ｘ社の常務取締役である長男Ｃさんに、所有するＸ社株式を贈与して事業を承継し、勇退する予定である。Ａさんは、長女Ｄさんの理解を得ながら、長男Ｃさんへの事業承継を円滑に進めたいと考えている。Ｘ社株式の贈与にあたっては事業承継税制の活用も考えている。

また、Ａさんは、分譲タワーマンションの１室（１戸）を所有しており、そこに長女Ｄさんが居住しているが、その相続税評価額がどの程度になるのか気になっている。

Ｘ社の概要は、以下のとおりである。

〈Ｘ社の概要〉

(1) 業種　　飲食料品小売業（パンの製造小売）

(2) 資本金等の額　1,000万円（発行済株式総数20,000株、すべて普通株式で１株につき１個の議決権を有している）

(3) 出資構成

・Ａさん　16,000株

・妻Ｂさん　2,000株

・長男Ｃさん　2,000株

(4) 株式の譲渡制限　あり

(5) 従業員数　４人

※Ｘ社の財産評価基本通達上の規模区分は「小会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

(6) Ｘ社および類似業種の比準要素等

	Ｘ社	類似業種
１株（50円）当たりの年配当金額	０円	5.5円
１株（50円）当たりの年利益金額	66円	33円
１株（50円）当たりの簿価純資産価額	364円	280円
株価	―	440円

※すべて１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

(7) Ｘ社株式の純資産価額方式による１株当たりの評価額　4,200円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》　《設例》の〈Ｘ社の概要〉に基づき、Ｘ社株式の１株当たりの「類似業種比準価額」と「類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額」を求める下記の〈計算式〉の空欄①および②に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

・類似業種比準価額

$$440円\times\frac{\dfrac{0円}{5.5円}+\dfrac{66円}{33円}+\dfrac{364円}{280円}}{□□□}\times□□□\times\frac{□□□円}{50円}=（\ \ ①\ \ ）円$$

・類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額

（　①　）円×□□□＋4,200円×（１－□□□）＝（　②　）円

《問14》　2024年１月１日以後に相続等により取得した居住用の区分所有財産（分譲マンション）の評価方法（以下、「本評価方法」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、居住用の区分所有財産は、居住の用に供する専有部分一室（戸）の数が４以上、総階数３以上のものとする。

①　「本評価方法は、一戸建て物件の評価水準とのバランスを考慮して、居住用の区分所有財産について市場価格の４割程度の評価水準となるよう、従前の相続税評価額を補正するものです」

②　「本評価方法は、居住用の区分所有財産の敷地利用権（土地部分）が補正の対象とされており、区分所有権（家屋部分）は補正の対象とされていません」

③　「本評価方法は、居住用の区分所有財産の専有部分を貸し付けている場合にも適用されます」

《問15》 **「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）」（以下、「本特例」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。**

「本特例の適用を受けるためには、その対象会社につき、所定の特例承継計画を策定して都道府県知事に提出し、その確認を受け、『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律』に基づく認定を受けなければなりません。

本特例の適用を受ける後継者は、贈与の日まで引き続き（　①　）年以上にわたり対象会社の役員等の地位を有し、かつ、贈与の時において、後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の（　②　）％超の議決権数を保有することとなることなどの要件を満たす必要があります。

仮に、Ａさんが所有するＸ社株式16,000株のすべてを長男Ｃさんが贈与により取得し、本特例の適用を受けた場合、長男Ｃさんは、贈与により取得したＸ社株式に対応する贈与税額の（　③　）％の納税猶予を受けることができます」

〈数値群〉

イ．１　　ロ．２　　ハ．３　　ニ．５　　ホ．10　　ヘ．25　　ト．50
チ．75　　リ．80　　ヌ．90　　ル．100

（終）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

2024 年度１月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・２級 実技試験〈中小事業主資産相談業務〉（2025 年１月 26 日実施）

※配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。
※合格発表は、３月７日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

〈合格基準〉50 点満点で 30 点以上

【第１問】

《問１》

〈答〉　①　765,000（円）　②　1,512,205（円）
③　51,480（円）　④　1,971,785（円）

《問２》

〈答〉

	①	②	③
記号	へ	イ	チ

《問３》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

【第２問】

《問４》

〈答〉　①　4.63（倍）　②　0.63（倍）　③　13.56（%）　④　42.86（%）

《問５》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	×

《問６》

〈答〉

	①	②	③
記号	ロ	チ	ホ

【第３問】

《問７》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	×

《問８》

〈答〉　①　4,800（万円）　　②　15（％）　　③　1,048（万円）

《問９》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ホ	ト	ル	ハ

【第４問】

《問 10》

〈答〉

	①	②	③	④
○×判定	○	×	×	○

《問 11》

〈答〉　3,700,000（円）

《問 12》

〈答〉　①　300（㎡）　②　1,080（㎡）

【第５問】

《問 13》

〈答〉　①　2,420（円）　　②　3,310（円）

《問 14》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

《問 15》

〈答〉

	①	②	③
記号	ハ	ト	ル